

平成 23 年度

# 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

# 目 次

## 平成23年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容 .....	1
2 主な用語の説明 .....	1

## 調査結果の概要

1 調査・集計対象 .....	3
2 初任給 .....	3
3 ポイント賃金 .....	3
4 週休2日制の実施状況 .....	3
5 年間の休日・休暇 .....	4
6 育児休業制度 .....	4
7 介護休業制度 .....	4
8 看護休暇制度 .....	5
9 就業形態 .....	5
10 非正社員の活用について .....	6
統計表 .....	7
調査票 .....	21

# 平成23年度賃金等労働条件実態調査

## 1 調査の内容

### (1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

### (2) 調査の時期

平成23年7月31日現在

### (3) 調査の対象

県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の6業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は平成21年の経済センサス - 基礎調査を参考として、産業別（一部中分類）・規模別に無作為抽出した。

### (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 772事業所（回収率55.1%）

調査票別掲

調査方法 郵送調査

### (5) 調査項目

新規学卒者の初任給.....平成23年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒.....事務系・生産職別

高専・短大卒.....事務系・技術職別

大 学 卒.....事務系・技術職別

ポイント賃金

労働時間、休日、休暇

育児休業・介護休業・看護休暇制度

就業形態

非正社員の活用について

## 2 主な用語の説明

### (1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

### (2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模を ~ に分類した。

規模 ..... 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

- 規模 ..... 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業  
 規模 ..... 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業  
 規模 ..... 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業  
 規模 ..... 300人以上の常用労働者を雇用する企業

\* 常用労働者 ..... 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成23年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) ポイント賃金

ポイント賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(注) ポイント賃金という用語は、模範的賃金という意味ではないので、誤解のないようにされたい。

(5) 就業形態

就業形態	説明
正社員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非正社員	正社員以外の労働者（契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他）をいう。
契約社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用（日雇）している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。（雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む）
短時間のパートタイマー	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者。（雇用期間が1ヶ月を超えるアルバイト含む）
その他のパートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）
派遣労働者	労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された者。
その他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[ - ] ..... 該当のないもの

[ 0 ] ..... 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、平成21年の経済センサス - 基礎調査を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

# 調査結果の概要

## 1 調査・集計対象 [第1表、第2表]

- (1) 調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、サービス業の6業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所（無作為抽出）である。
- (2) 集計対象調査票回収数は772事業所（回収率55.1%）である。
- (3) 集計の対象となった常用労働者数は、62,523人である。

## 2 初任給 [第3表]

全産業で見ると、中学校卒業者の初任給は142,700円、高校卒業者の事務職等は154,500円、生産職は159,300円、短大・高専卒業者の事務職等は165,400円、技術職は173,400円、大学卒業者の事務職等は185,400円、技術職は190,300円となっている。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

## 3 ポイント賃金 [第4表、第5表、第6表]

全体としては、55歳に賃金のピークがある場合が多い。

## 4 週休2日制の実施状況 [第7表、第8表、第1図、第2図、第3図、第4図]

何らかのかたちで週休2日制を実施している事業所は、全産業・全規模で93.5%であり、このうち完全週休2日制としている事業所は38.0%である。

- (1) 何らかのかたちで週休2日制を実施している事業所は、全産業・全規模の93.5%である。また、実施形態では、「完全」とする事業所がもっとも多く38.0%である。
- (2) 実施状況を企業規模別にみると、10～29人規模は94.3%、30～49人規模は96.1%、50～99人規模は90.2%、100～299人規模は94.1%、300人以上規模は92.1%となっている。

## 5 年間の休日・休暇 [第9表、第5図、第6図、第10表、第11表、第7図]

年間の事業所平均休日日数は、全産業・全規模で107.8日、年次有給休暇の一人平均付与日数は17.4日、年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.9%である。

- (1) 年間の事業所平均休日日数は、全産業・全規模で107.8日、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の0.9%、「70～79日」は2.2%、「80～89日」は7.2%、「90～99日」は16.4%、「100～109日」は29.7%、「110～119日」は17.4%、「120日以上」は26.2%である。
- (2) 年次有給休暇の一人平均付与日数は17.4日であり、年次有給休暇の一人平均消化日数は6.1日である。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.9%であり、その付与日数の平均は6.5日である。

## 6 育児休業制度 [第12表、第13表、第14表]

育児休業の取得率は、女性が95.5%、男性は1.4%となった。また、勤務時間短縮等の措置として、短時間勤務制度を設けている事業所は64.6%、所定外労働の免除措置を設けている事業所は59.1%であった。

集計対象事業所において、平成22年度に出産または配偶者が出産した人は1,849人、うち育児休業を開始した人は605人、取得率は32.7%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,233人で、そのうち育児休業を開始した人は17人、取得率は1.4%である。女性では出産した人が616人で、そのうち育児休業を開始した人は588人、取得率は95.5%である。

また、育児を行う者のために設けられている勤務時間短縮等の措置についてみると、短時間勤務制度が499事業所（64.6%）、所定外労働の免除が456事業所（59.1%）となっており、それ以外の措置として始業・終業時刻の繰下げ・繰上げが254事業所（32.9%）等となっている。

## 7 介護休業制度 [第15表、第16表]

集計対象事業所で平成22年度に介護休業を取得した人は男性19人、女性31人、計50人である。また、休業以外の措置を設けている事業所は69.8%、最も多く採用されているのは1日の所定内労働時間を短縮する制度で、集計対象事業所のうち54.9%で設けられている。

集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は539事業所、最も多く設置されているのは「1日の所定内労働時間を短縮する制度」で424事業所（54.9%）、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が209事業所（27.1%）である。

## 8 看護休暇制度 [第17表、第8図、第9図、第10図、第11図、第12図、第13図]

看護休暇制度について、47.9%の事業所において制度化されており、対象となる家族の範囲は、子については「義務教育就学前まで」が80.3%と最も多い。子以外の家族については、「対象外」とした事業所が70.1%と最も多い。

看護休暇制度について、47.9%の事業所において制度化されており、このほか、慣例としてあるとした事業所が4.0%ある。

看護休暇の対象となる家族の範囲は、子については「義務教育就学前まで」が80.3%で最も多く、次いで「中学校卒業から扶養終了まで」が10.2%となっている。子以外の家族については、「対象外」とした事業所が70.1%と最も多く、次いで「その他の家族」(9.0%)、「同居の扶養家族」(8.2%)となっている。

休暇の形態については、義務教育就学前の子を対象とした休暇については31.7%が有給休暇となっており、義務教育就学後の子及び子以外の家族を対象とした休暇については29.8%が有給休暇となっている。

## 9 就業形態 [第18表]

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち非正社員は27.7%となっており、男性では17.8%、女性では44.0%が非正社員となっている。

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち正社員が72.3%、非正社員は27.7%となっており、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが最も高く16.6%となっているほか、契約社員4.9%、派遣労働者3.0%などとなっている。

性別にみると、男性では、正社員が82.2%、非正社員が17.8%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが6.6%、契約社員が5.0%となっている。女性では、正社員が56.0%、非正社員44.0%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが33.2%、契約社員が4.8%となっている。

## 10 非正社員の活用について [第14図、第19表、第15図]

非正社員の正社員化については、「契約社員」「その他のパートタイマー」の就業形態において、「個人の能力を見極めて正社員化したい」「積極的に正社員化を進めていきたい」と正社員化を検討する事業所割合が50%を超えている。

非正社員の正社員化については、全体的に「考えていない」とする事業所が多いが、「その他のパートタイマー」「契約社員」については、「個人の能力を見極めて正社員化したい」とする事業所が多い。

「積極的に正社員化を進めていきたい」「個人の能力を見極めて正社員化したい」と正社員化を検討している事業所割合が高いものは、「その他のパートタイマー」58.7%、「契約社員」56.9%である。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、161事業所となっている。また、その人数は、467人であり、契約社員が178人と最も多い。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が60.5%、臨時的雇用者では「一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため」が66.3%、短時間パートでは「1日・週の仕事の繁閑に対応するため」が35.4%、その他パートでは「人件費削減のため」が33.9%、出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が41.4%となり、派遣労働者では「一時的（臨時・季節的）な繁忙期に対応するため」が47.3%と最も高い数値を示している。



# 統計表

第1表 集計対象事業所

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	小計 10~299人	~ (10~299人) 規模				規模 300人以上
			10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	
全産業	772 (100.0)	669 (86.7)	229 (29.7)	128 (16.6)	143 (18.5)	169 (21.9)	103 (13.3)
建設業	126 (16.3)	120 (95.2)	57 (45.2)	32 (25.4)	15 (11.9)	16 (12.7)	6 (4.8)
製造業	232 (30.1)	204 (87.9)	57 (24.6)	37 (15.9)	52 (22.4)	58 (25.0)	28 (12.1)
卸売・小売業	125 (16.2)	108 (86.4)	39 (31.2)	17 (13.6)	23 (18.4)	29 (23.2)	17 (13.6)
金融・保険業	31 (4.0)	20 (64.5)	8 (25.8)	4 (12.9)	3 (9.7)	5 (16.1)	11 (35.5)
運輸・通信業	59 (7.6)	47 (79.7)	15 (25.4)	12 (20.3)	7 (11.9)	13 (22.1)	12 (20.3)
サービス業	199 (25.8)	170 (85.4)	53 (26.6)	26 (13.1)	43 (21.6)	48 (24.1)	29 (14.6)

第3表 学歴・職種の初任給 (産業別・全規模)

産業別	学歴別 中学校卒	高 校 卒	
		管 理 職 事 務 販 売 職	生 産 職
全産業	142,700 <sup>(円)</sup>	154,500 <sup>(円)</sup>	159,300 <sup>(円)</sup>
建設業	144,600	158,600	164,700
製造業	146,700	157,800	158,200
卸売・小売業	132,800	156,500	156,000
金融・保険業	-	142,200	135,600
運輸・通信業	159,400	162,300	168,500
サービス業	135,700	146,800	154,700

百円未満は切り上げています。

第2表 集計対象労働者

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	～ (10～299人) 規模					規模 300人以上
		小計 10～299人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	
全産業	62,523 (100.0)	36,234 (58.0)	3,883 (6.2)	4,483 (7.2)	8,721 (14.0)	19,147 (30.6)	26,289 (42.0)
建設業	4,841 (7.8)	4,125 (85.2)	953 (19.7)	1,107 (22.9)	819 (16.9)	1,246 (25.7)	716 (14.8)
製造業	28,135 (45.0)	13,298 (47.3)	1,008 (3.6)	1,422 (5.1)	3,379 (12.0)	7,489 (26.6)	14,837 (52.7)
卸売・小売業	6,646 (10.6)	4,841 (72.8)	647 (9.7)	474 (7.1)	1,124 (16.9)	2,596 (39.1)	1,805 (27.2)
金融・保険業	1,504 (2.4)	673 (44.7)	152 (10.1)	116 (7.7)	161 (10.7)	244 (16.2)	831 (55.3)
運輸・通信業	4,499 (7.2)	2,414 (53.7)	255 (5.7)	466 (10.4)	451 (10.0)	1,242 (27.6)	2,085 (46.3)
サービス業	16,898 (27.0)	10,883 (64.4)	868 (5.1)	898 (5.3)	2,787 (16.5)	6,330 (37.5)	6,015 (35.6)

短大・高専卒		大学卒	
管理職 事務職 販売職	技術職	管理職 事務職 販売職	技術職
165,400 <sup>(円)</sup>	173,400 <sup>(円)</sup>	185,400 <sup>(円)</sup>	190,300 <sup>(円)</sup>
171,400	177,900	188,600	194,200
170,500	172,600	191,900	193,500
168,000	174,800	190,100	194,000
157,400	172,300	179,600	185,300
171,800	181,000	188,500	193,900
155,400	167,200	173,300	177,400

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学 歴 別 年 齢 別	中 学 校 卒		高 校 卒			
	男 女 別		管 理 職 事 務 販 売 職		生 産 職	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	198,500	170,300	190,200	175,100	196,200	170,300
30	226,400	183,500	224,100	195,400	229,000	180,400
35	261,800	258,600	256,200	201,900	258,900	191,300
40	268,800	216,300	302,900	216,100	276,100	199,500
45	328,600	224,000	329,800	233,400	298,000	210,300
50	306,900	224,300	349,400	233,300	309,000	211,800
55	308,600	209,500	358,100	250,100	318,500	210,400
60	252,800	165,000	315,400	221,300	269,000	192,500

第5表 全産業・～規模(10人～299人)

25	198,500	170,300	190,100	175,300	196,200	167,200
30	230,300	183,500	226,000	194,600	228,200	175,800
35	261,800	258,600	256,200	195,100	257,800	185,100
40	258,500	216,300	299,300	204,300	272,600	190,500
45	331,600	224,000	323,000	217,500	295,700	200,000
50	306,900	224,300	341,200	218,900	303,200	200,600
55	289,400	209,500	342,100	233,500	311,900	201,600
60	251,400	157,800	313,000	210,100	266,100	192,400

第6表 全産業・規模(300人以上)

25	-	-	190,500	174,300	196,100	185,200
30	206,600	-	218,600	198,000	234,100	205,000
35	-	-	256,400	222,300	265,600	227,700
40	302,200	-	312,800	248,400	298,400	255,800
45	295,400	-	356,400	275,300	310,800	252,600
50	-	-	376,900	280,500	344,600	256,600
55	436,000	-	408,300	292,100	352,300	255,700
60	262,800	193,800	323,300	261,300	292,700	193,200

- は、データが全くなかったものです。

短 大 ・ 高 専 卒				大 学 卒			
管 事 販		理 務 売		職 職 職		技 術 職	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
193,500	176,500	201,600	190,700	207,800	198,600	215,200	206,500
224,900	195,700	230,200	212,200	246,900	213,500	246,900	232,000
266,500	205,600	262,400	226,700	287,500	226,900	279,700	269,700
296,800	230,700	308,800	246,700	332,300	263,200	327,000	276,300
338,500	246,800	340,100	253,000	361,700	255,500	348,600	327,400
340,700	255,700	342,800	265,800	402,600	293,700	403,800	316,600
379,200	275,100	366,700	286,900	425,400	306,700	393,300	319,800
338,600	259,600	282,500	272,600	374,600	279,400	354,700	255,900

190,400	172,900	198,500	188,100	205,000	199,500	211,200	199,300
222,800	193,700	223,200	210,500	239,700	207,200	236,000	212,700
253,400	198,000	264,800	216,100	281,200	222,100	269,900	252,100
283,900	218,700	301,100	235,500	320,000	250,300	310,200	250,900
327,700	235,900	334,100	233,400	344,100	246,700	321,900	257,000
327,600	249,400	331,100	252,100	384,300	276,600	383,400	282,600
349,500	264,600	370,100	265,600	409,400	295,700	366,700	288,000
321,400	247,600	272,300	289,700	377,500	283,500	337,400	268,000

200,900	186,400	209,400	198,200	213,400	197,200	224,500	217,800
231,800	202,900	250,000	215,500	262,300	227,300	278,700	274,000
301,100	225,400	253,000	258,200	303,000	236,600	309,900	301,700
330,200	253,400	332,800	268,900	363,400	303,500	367,000	337,200
375,800	286,800	354,800	312,000	402,000	288,600	420,900	407,800
379,900	273,100	388,300	293,200	450,500	340,700	472,800	395,800
447,000	308,200	351,100	322,300	473,700	347,000	455,700	393,800
403,200	313,700	318,400	232,700	363,500	269,000	436,600	231,800

第7表 産業別週休2日制の実施状況

産業別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全産業	(事業所)	772 (100)	722 (93.5)	293 (37.9)	74 (9.6)
	(適用労働者)	62,523 (100)	58,513 (93.5)	33,477 (53.5)	4,170 (6.7)
建設業	(事業所)	126 (100)	122 (96.8)	22 (17.4)	9 (7.1)
	(適用労働者)	4,841 (100)	4,730 (97.7)	1,542 (31.8)	298 (6.2)
製造業	(事業所)	232 (100)	221 (95.3)	88 (37.9)	27 (11.6)
	(適用労働者)	28,135 (100)	27,123 (96.4)	17,990 (63.9)	1,541 (5.5)
繊維関係	(事業所)	27 (100)	23 (85.2)	5 (18.6)	4 (14.8)
	(適用労働者)	2,475 (100)	2,232 (90.2)	625 (25.3)	141 (5.7)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	89 (100)	85 (95.5)	43 (48.3)	9 (10.1)
	(適用労働者)	16,093 (100)	15,847 (98.5)	13,063 (81.2)	474 (3.0)
その他	(事業所)	116 (100)	113 (97.4)	40 (34.5)	14 (12.1)
	(適用労働者)	9,567 (100)	9,044 (94.5)	4,302 (45.0)	926 (9.7)
卸売・小売業	(事業所)	125 (100)	118 (94.4)	36 (28.8)	16 (12.8)
	(適用労働者)	6,646 (100)	6,243 (93.9)	2,990 (45.0)	484 (7.3)
金融・保険業	(事業所)	31 (100)	31 (100.0)	29 (93.6)	1 (3.2)
	(適用労働者)	1,504 (100)	1,504 (100.0)	1,429 (95.0)	13 (0.9)
運輸・通信業	(事業所)	59 (100)	58 (98.3)	35 (59.3)	5 (8.5)
	(適用労働者)	4,499 (100)	4,470 (99.4)	2,862 (63.6)	258 (5.7)
サービス業	(事業所)	199 (100)	172 (86.4)	83 (41.7)	16 (8.0)
	(適用労働者)	16,898 (100)	14,443 (85.5)	6,664 (39.5)	1,576 (9.3)

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

規模別	制度別	合計	週休2		
			小計	完全週休2日制	月3回週休2日制
全規模	(事業所)	771 (100)	721 (93.5)	293 (38.0)	74 (9.6)
	(適用労働者)	62,523 (100)	58,513 (93.5)	33,477 (53.5)	4,170 (6.7)
10～29人	(事業所)	229 (100)	216 (94.3)	63 (27.5)	27 (11.8)
	(適用労働者)	3,883 (100)	3,675 (94.6)	1,033 (26.6)	446 (11.5)
30～49人	(事業所)	128 (100)	123 (96.1)	43 (33.6)	15 (11.7)
	(適用労働者)	4,483 (100)	4,295 (95.8)	1,443 (32.2)	518 (11.5)
50～99人	(事業所)	143 (100)	129 (90.2)	41 (28.7)	13 (9.1)
	(適用労働者)	8,721 (100)	7,672 (88.0)	2,533 (29.1)	655 (7.5)
100～299人	(事業所)	169 (100)	159 (94.1)	75 (44.4)	16 (9.5)
	(適用労働者)	19,147 (100)	17,782 (92.9)	8,871 (46.3)	1,680 (8.8)
300人以上	(事業所)	102 (100)	94 (92.1)	71 (69.6)	3 (2.9)
	(適用労働者)	26,289 (100)	25,089 (95.4)	19,597 (74.6)	871 (3.3)

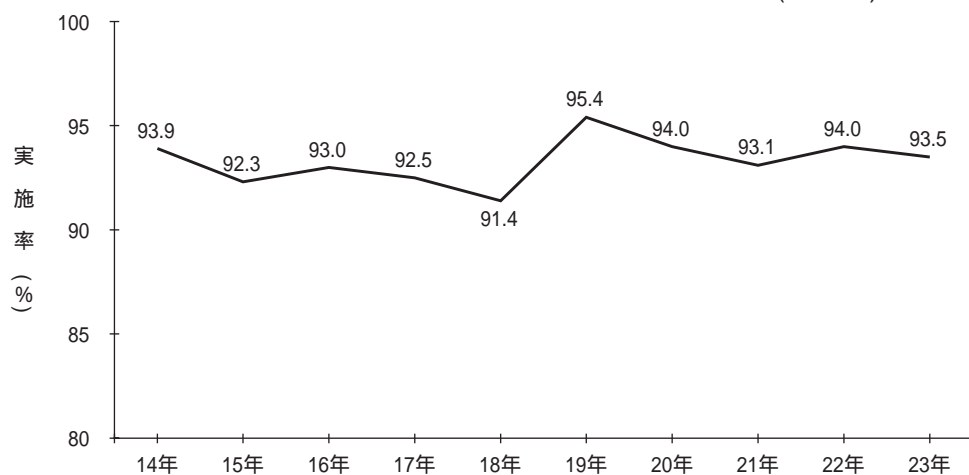
( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
78 ( 10.1)	98 ( 12.7)	4 ( 0.5)	175 ( 22.7)	13 ( 1.7)	9 ( 1.2)	28 ( 3.6)
3,641 ( 5.8)	4,087 ( 6.5)	207 ( 0.3)	12,931 ( 20.7)	866 ( 1.4)	289 ( 0.5)	2,855 ( 4.6)
20 ( 15.9)	37 ( 29.4)	2 ( 1.6)	32 ( 25.4)	- ( - )	1 ( 0.8)	3 ( 2.4)
454 ( 9.4)	1,065 ( 22.0)	82 ( 1.7)	1,289 ( 26.6)	- ( - )	9 ( 0.2)	102 ( 2.1)
21 ( 9.1)	22 ( 9.5)	- ( - )	63 ( 27.2)	1 ( 0.4)	- ( - )	10 ( 4.3)
934 ( 3.3)	1,090 ( 3.9)	- ( - )	5,568 ( 19.8)	122 ( 0.4)	- ( - )	890 ( 3.2)
2 ( 7.4)	3 ( 11.1)	- ( - )	9 ( 33.3)	- ( - )	- ( - )	4 ( 14.8)
37 ( 1.5)	124 ( 5.0)	- ( - )	1,305 ( 52.7)	- ( - )	- ( - )	243 ( 9.8)
4 ( 4.5)	6 ( 6.7)	- ( - )	23 ( 25.9)	- ( - )	- ( - )	4 ( 4.5)
86 ( 0.5)	177 ( 1.1)	- ( - )	2,047 ( 12.7)	- ( - )	- ( - )	246 ( 1.5)
15 ( 12.9)	13 ( 11.2)	- ( - )	31 ( 26.7)	1 ( 0.9)	- ( - )	2 ( 1.7)
811 ( 8.5)	789 ( 8.2)	- ( - )	2,216 ( 23.1)	122 ( 1.3)	- ( - )	401 ( 4.2)
13 ( 10.4)	18 ( 14.4)	1 ( 0.8)	34 ( 27.2)	3 ( 2.4)	1 ( 0.8)	3 ( 2.4)
373 ( 5.6)	507 ( 7.6)	64 ( 1.0)	1,825 ( 27.4)	223 ( 3.4)	18 ( 0.3)	162 ( 2.4)
- ( - )	1 ( 3.2)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
- ( - )	62 ( 4.1)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
6 ( 10.2)	5 ( 8.5)	- ( - )	7 ( 11.8)	- ( - )	1 ( 1.7)	- ( - )
322 ( 7.2)	282 ( 6.3)	- ( - )	746 ( 16.6)	- ( - )	29 ( 0.6)	- ( - )
18 ( 9.1)	15 ( 7.5)	1 ( 0.5)	39 ( 19.6)	9 ( 4.5)	6 ( 3.0)	12 ( 6.1)
1,558 ( 9.2)	1,081 ( 6.4)	61 ( 0.4)	3,503 ( 20.7)	521 ( 3.1)	233 ( 1.4)	1,701 ( 10.0)

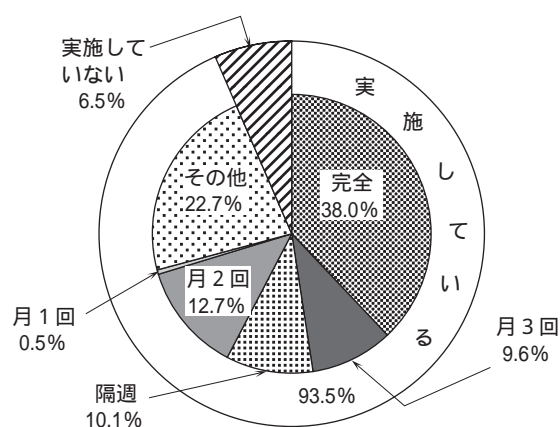
( )は%

日 制 を 実 施				1週1日休 み又は4週 4日休み	1週に 1日半 休 み	そ の 他
隔 週 週休2日制	月 2 回 週休2日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制			
77 ( 10.0)	98 ( 12.7)	4 ( 0.5)	175 ( 22.7)	13 ( 1.7)	9 ( 1.2)	28 ( 3.6)
3,641 ( 5.8)	4,087 ( 6.5)	207 ( 0.3)	12,931 ( 20.7)	866 ( 1.4)	289 ( 0.5)	2,855 ( 4.6)
36 ( 15.7)	45 ( 19.7)	1 ( 0.4)	44 ( 19.2)	5 ( 2.2)	5 ( 2.2)	3 ( 1.3)
603 ( 15.5)	780 ( 20.1)	29 ( 0.7)	784 ( 20.2)	76 ( 2.0)	91 ( 2.3)	41 ( 1.1)
19 ( 14.8)	24 ( 18.8)	- ( - )	22 ( 17.2)	1 ( 0.8)	1 ( 0.8)	3 ( 2.3)
644 ( 14.4)	864 ( 19.3)	- ( - )	826 ( 18.4)	22 ( 0.5)	41 ( 0.9)	125 ( 2.8)
10 ( 7.0)	15 ( 10.5)	3 ( 2.1)	47 ( 32.8)	3 ( 2.1)	1 ( 0.7)	10 ( 7.0)
630 ( 7.2)	889 ( 10.2)	178 ( 2.0)	2,787 ( 32.0)	237 ( 2.7)	97 ( 1.1)	715 ( 8.2)
11 ( 6.5)	11 ( 6.5)	- ( - )	46 ( 27.2)	3 ( 1.8)	2 ( 1.2)	5 ( 2.9)
1,282 ( 6.7)	1,107 ( 5.8)	- ( - )	4,842 ( 25.3)	482 ( 2.5)	60 ( 0.3)	823 ( 4.3)
1 ( 1.0)	3 ( 2.9)	- ( - )	16 ( 15.7)	1 ( 1.0)	- ( - )	7 ( 6.9)
482 ( 1.8)	447 ( 1.7)	- ( - )	3,692 ( 14.0)	49 ( 0.2)	- ( - )	1,151 ( 4.4)

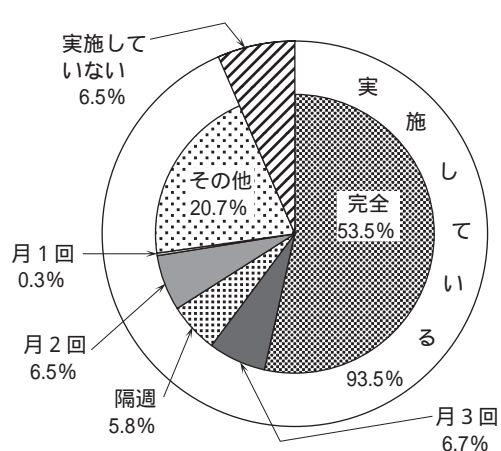
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移（事業所）



第2図 週休2日制の実施状況（事業所）



第3図 週休2日制の実施状況（適用労働者）

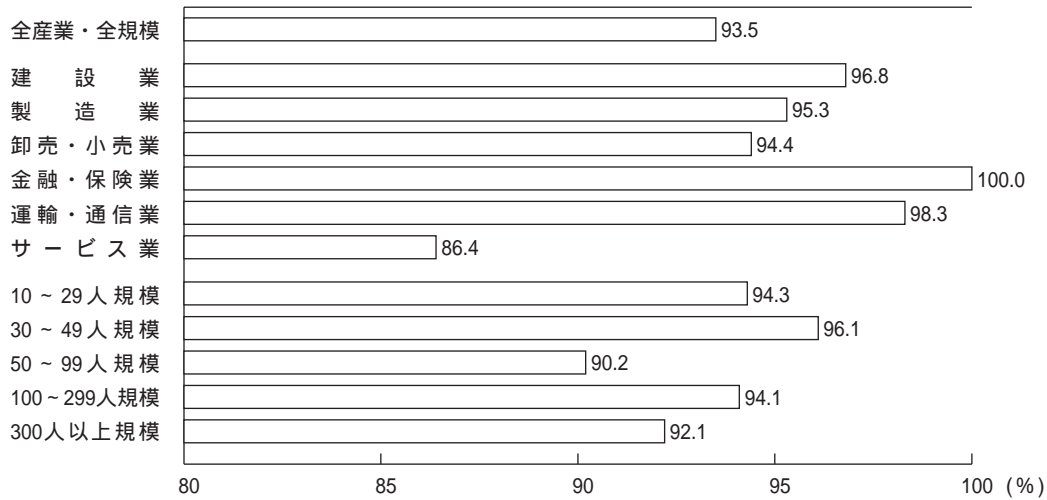


第9表 年間の休日日数

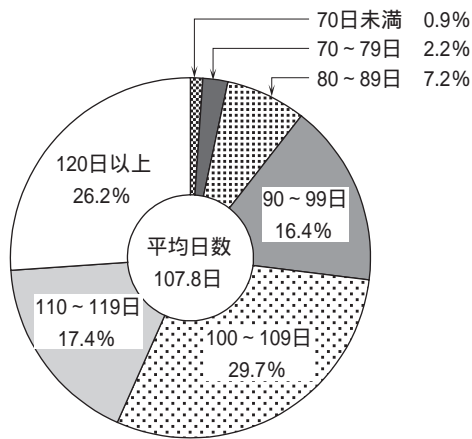
産業別	日数別	合計	平均日数	70日未満	平均日数	70～79日	平均日数
全産業	(事業所)	772 (100)	107.8	7 (0.9)	60.1	17 (2.2)	75.2
	(適用労働者)	62,523 (100)	111.8	242 (0.4)	63.6	1,549 (2.5)	74.2
建設業	(事業所)	126 (100)	101.5	- (-)	-	1 (0.9)	77.0
	(適用労働者)	4,841 (100)	106.6	- (-)	-	46 (0.9)	77.0
製造業	(事業所)	232 (100)	109.6	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	28,135 (100)	116.2	- (-)	-	- (-)	-
繊維関係	(事業所)	27 (100)	102.5	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	2,475 (100)	106.9	- (-)	-	- (-)	-
機械金属・電気電子関係	(事業所)	89 (100)	113.5	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	16,093 (100)	120.4	- (-)	-	- (-)	-
その他	(事業所)	116 (100)	108.2	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	9,567 (100)	111.5	- (-)	-	- (-)	-
卸売・小売業	(事業所)	125 (100)	107.2	- (-)	-	3 (2.4)	75.7
	(適用労働者)	6,646 (100)	110.0	- (-)	-	141 (2.1)	74.5
金融・保険業	(事業所)	31 (100)	122.5	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	1,504 (100)	121.9	- (-)	-	- (-)	-
運輸・通信業	(事業所)	59 (100)	111.7	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	4,499 (100)	110.9	- (-)	-	- (-)	-
サービス業	(事業所)	199 (100)	106.6	7 (3.5)	60.1	13 (6.5)	75.0
	(適用労働者)	16,898 (100)	106.0	242 (1.4)	63.6	1,362 (8.1)	74.1



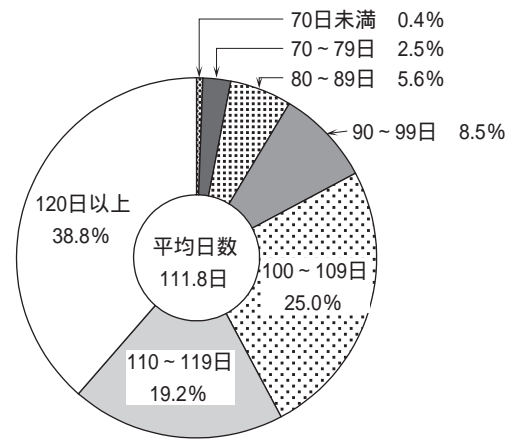
第4図 週休2日制の実施状況 (事業所)



第5図 年間休日日数 (事業所)



第6図 年間休日日数 (適用労働者)



( ) は%

80～89日	平均日数	90～99日	平均日数	100～109日	平均日数	110～119日	平均日数	120日以上	平均日数
56 ( 7.2)	86.5	127 (16.4)	95.1	229 (29.7)	104.9	134 (17.4)	114.1	202 (26.2)	124.7
3,480 ( 5.6)	86.4	5,317 ( 8.5)	95.8	15,662 (25.0)	105.2	12,020 (19.2)	114.7	24,253 (38.8)	124.6
23 (18.3)	87.4	37 (29.4)	95.4	40 (31.7)	104.4	12 ( 9.5)	113.5	13 (10.3)	125.7
692 (14.3)	87.3	905 (18.7)	96.0	1,519 (31.4)	104.8	512 (10.6)	114.7	1,167 (24.1)	126.1
7 ( 3.0)	86.9	31 (13.4)	95.9	84 (36.2)	104.9	64 (27.6)	114.8	46 (19.8)	123.6
389 ( 1.4)	87.0	1,354 ( 4.8)	96.1	5,447 (19.4)	105.5	7,470 (26.5)	114.9	13,475 (47.9)	124.0
3 (11.1)	87.0	7 (25.9)	95.1	13 (48.2)	105.9	4 (14.8)	116.0	- ( - )	-
116 ( 4.7)	87.5	360 (14.5)	95.5	1,407 (56.9)	107.7	592 (23.9)	115.8	- ( - )	-
- ( - )	-	7 ( 7.9)	95.3	22 (24.7)	104.8	31 (34.8)	114.6	29 (32.6)	123.3
- ( - )	-	287 ( 1.8)	95.6	1,084 ( 6.7)	104.8	3,430 (21.3)	114.5	11,292 (70.2)	124.3
4 ( 3.4)	86.8	17 (14.7)	96.5	49 (42.2)	104.6	29 (25.0)	114.8	17 (14.7)	124.2
273 ( 2.9)	86.8	707 ( 7.4)	96.6	2,956 (30.9)	104.8	3,448 (36.0)	115.1	2,183 (22.8)	122.7
5 ( 4.0)	85.6	25 (20.0)	95.0	43 (34.4)	105.3	25 (20.0)	113.6	24 (19.2)	124.9
65 ( 1.0)	85.2	940 (14.2)	95.3	2,222 (33.4)	105.3	1,584 (23.8)	113.2	1,694 (25.5)	125.2
- ( - )	-	1 ( 3.2)	93.0	1 ( 3.2)	106.0	2 ( 6.5)	119.0	27 (87.1)	124.4
- ( - )	-	62 ( 4.1)	93.0	13 ( 0.9)	106.0	287 (19.1)	119.0	1,142 (75.9)	124.4
6 (10.2)	86.7	9 (15.2)	96.0	12 (20.3)	105.0	7 (11.9)	116.1	25 (42.4)	125.3
690 (15.3)	86.4	534 (11.9)	96.3	878 (19.5)	105.5	454 (10.1)	117.0	1,943 (43.2)	124.7
15 ( 7.5)	85.0	24 (12.1)	95.9	49 (24.6)	104.8	24 (12.1)	113.3	67 (33.7)	125.1
1,644 ( 9.7)	86.0	1,522 ( 9.0)	95.7	5,583 (33.1)	104.8	1,713 (10.1)	114.2	4,832 (28.6)	125.6

第10表 休日・休暇の内訳について（事業所平均）

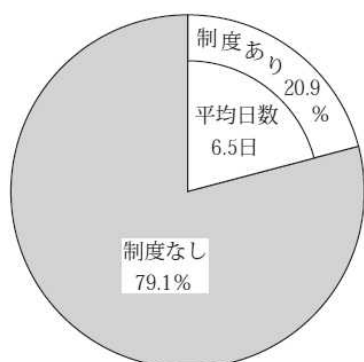
（単位：日）

産 業 別	総休日 日 数	週休日	週休日 以 外	週休日				
				年末年始	祝 日	夏季休暇	メーデー	その他
全 産 業	107.8	86.6	21.2	5.4	10.6	3.4	0.1	1.7
建 設 業	101.5	78.1	23.4	6.5	11.5	3.9	0.0	1.5
製 造 業	109.6	86.0	23.6	6.3	10.1	4.2	0.2	2.8
卸売・小売業	107.2	86.8	20.4	5.0	10.4	3.4	0.1	1.5
金融・保険業	122.5	101.2	21.3	4.6	13.6	2.3	0.0	0.8
運輸・通信業	111.7	91.6	20.1	4.6	12.2	2.1	0.1	1.1
サービス業	106.6	88.7	17.9	4.3	9.9	2.6	0.0	1.1

第11表 年次有給休暇・所定内労働時間（事業所平均）

産 業 別	年次有給休暇 の一人平均 付与日数(日)	年次有給休暇 の一人平均 消化日数(日)	年次有給休暇 の一人平均 消化率(%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	17.4	6.1	37.1	7	46	39	35
建 設 業	17.8	5.9	34.8	7	43	39	59
製 造 業	17.4	7.0	41.4	7	49	39	30
卸売・小売業	16.5	4.2	29.0	7	48	39	52
金融・保険業	19.7	6.5	34.4	7	32	37	58
運輸・通信業	18.0	6.3	36.1	7	42	39	15
サービス業	17.1	6.1	38.9	7	45	39	35

第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第12表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成22年度に育児休業を取得した人

( )は%

	対象者	取 得 者
男 性	1,233人	17人 ( 1.4)
女 性	616人	588人 (95.5)
合 計	1,849人	605人 (32.7)

第13表 勤務時間短縮等の措置状況（事業所）

( )は%

	制度なし	制度あり	制度あり				
			3歳まで	小学校入学まで	小学校3年生まで	小学校卒業まで	小学校卒業後も利用可
短時間勤務制度	273 (35.4)	499 (64.6)	338 (43.8)	126 (16.3)	16 (2.1)	11 (1.4)	8 (1.0)
所定外労働の免除	316 (40.9)	456 (59.1)	244 (31.6)	187 (24.2)	10 (1.3)	10 (1.3)	5 (0.7)

第14表 育児を行う労働者のために設けている休業および勤務時間短縮等以外の措置（複数回答）

( )は%

項 目	事業所数
休業及び勤務時間短縮等以外の制度を設けている事業所	405 (52.5)
フレックスタイム制	59 ( 7.6)
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	254 (32.9)
託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	19 ( 2.5)
育児休業に準ずる措置	193 (25.0)
制度無し	367 (47.5)
合 計	772

第15表 介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成22年度に介護休業を取得した人

	取得者
男 性	19 人
女 性	31 人
合 計	50 人

第16表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置（複数回答）

( )は%

項 目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	539 (69.8)
1日の所定労働時間を短縮する制度	424 (54.9)
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	76 ( 9.8)
週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日勤務、特定曜日勤務等）	32 ( 4.1)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	73 ( 9.5)
フレックスタイム制	52 ( 6.7)
始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	209 (27.1)
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	9 ( 1.2)
制度無し	233 (30.2)
合 計	772

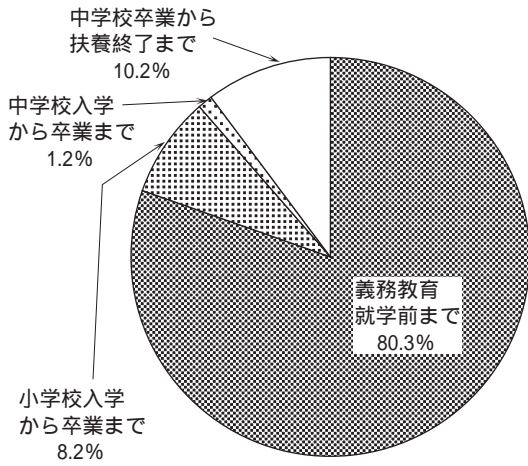
第17表 看護休暇制度について

( )は%

項 目	事業所数
制度有り	370 (47.9)
制度無し	402 (52.1)
慣例である	31 ( 4.0)
今後導入検討	104 (13.5)
予定無し	267 (34.6)
合 計	772

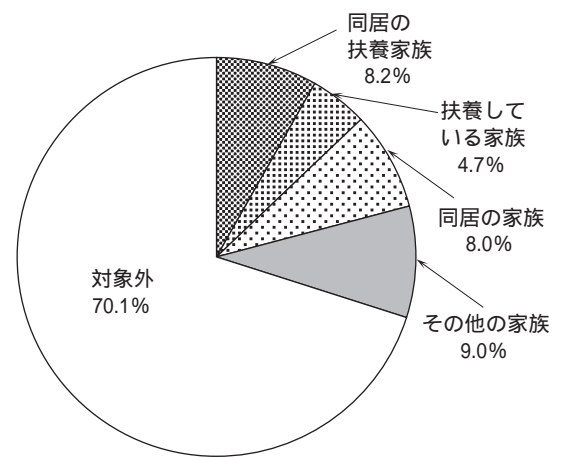
第8図 看護休暇の対象となる家族等の範囲

(子)



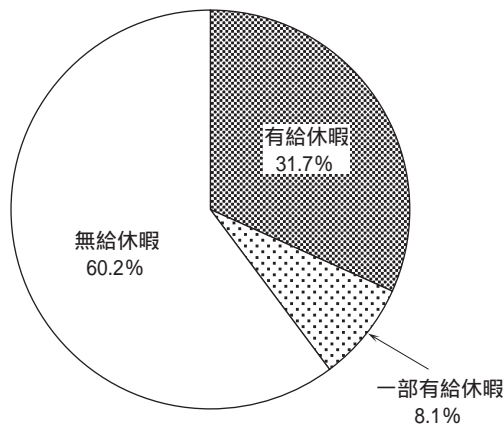
第9図 看護休暇の対象となる家族等の範囲

(子以外)



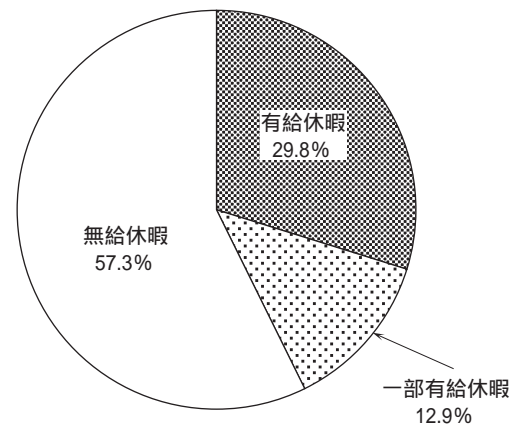
第10図 看護休暇の形態

(義務教育就学前の子)



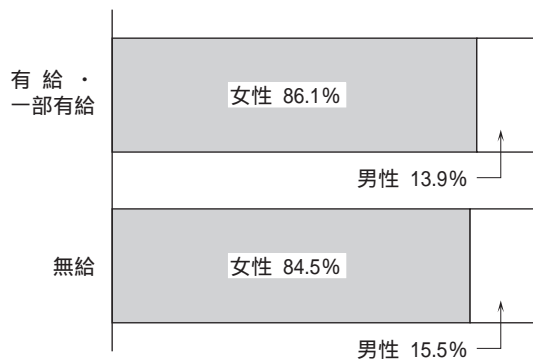
第11図 看護休暇の形態

(義務教育就学後の子及び子以外の家族)



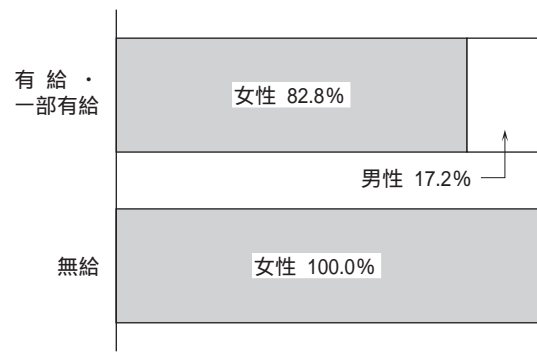
第12図 看護休暇取得者

(義務教育就学前の子)



第13図 看護休暇取得者

(義務教育就学後の子及び子以外の家族)

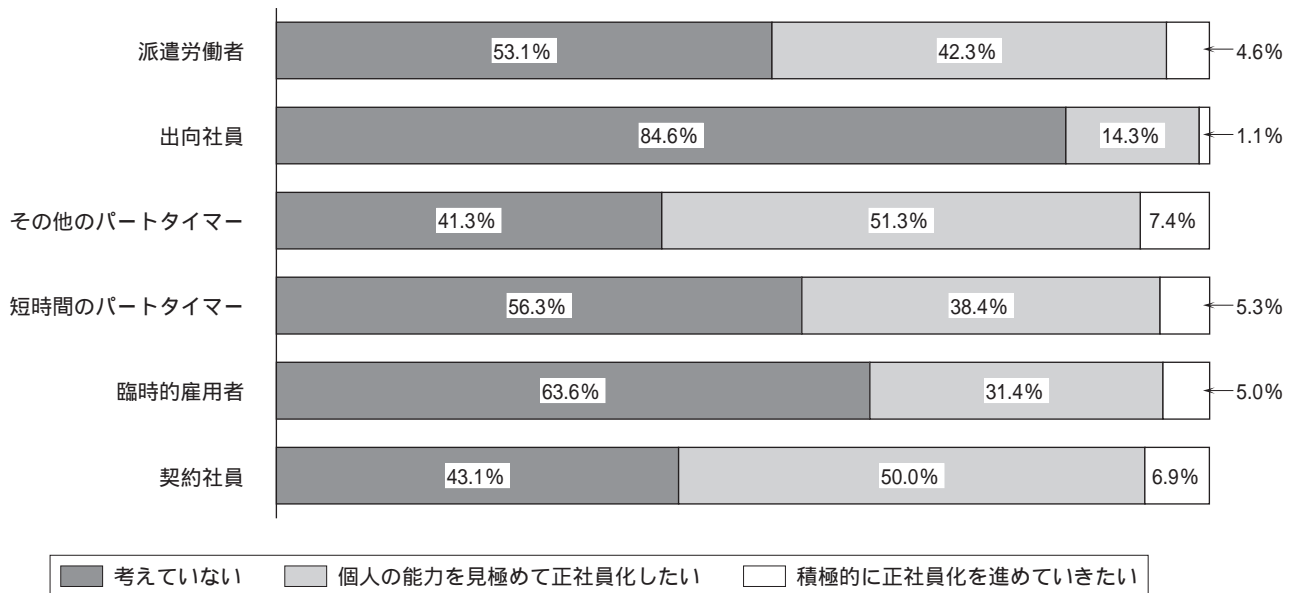


第18表 就業形態について

(単位：%)

区 分	正社員	非 正 社 員								
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派 遣 労働者	その他		
				短時間	その他					
全 産 業	72.3	27.7	4.9	1.5	16.6	12.1	4.6	0.8	3.0	0.9
男 性	82.2	17.8	5.0	1.6	6.6	4.9	1.7	1.1	2.7	0.9
女 性	56.0	44.0	4.8	1.3	33.2	23.9	9.3	0.2	3.5	0.9
建 設 業	83.3	16.7	6.8	1.3	6.1	4.1	2.0	1.0	1.0	0.5
製 造 業	78.4	21.6	4.5	1.0	8.0	5.5	2.5	1.1	5.6	1.4
卸売・小売業	53.5	46.5	2.5	0.2	42.0	29.1	12.8	0.6	1.0	0.1
金融・保険業	73.2	26.8	4.9	2.7	14.0	12.5	1.5	0.1	4.2	0.8
運輸・通信業	69.6	30.4	6.6	1.6	13.3	9.5	3.8	1.5	5.8	1.7
サービス業	72.6	27.4	5.7	2.4	17.4	13.4	4.0	0.3	0.8	0.7

第14図 非正社員の正社員化（事業所）

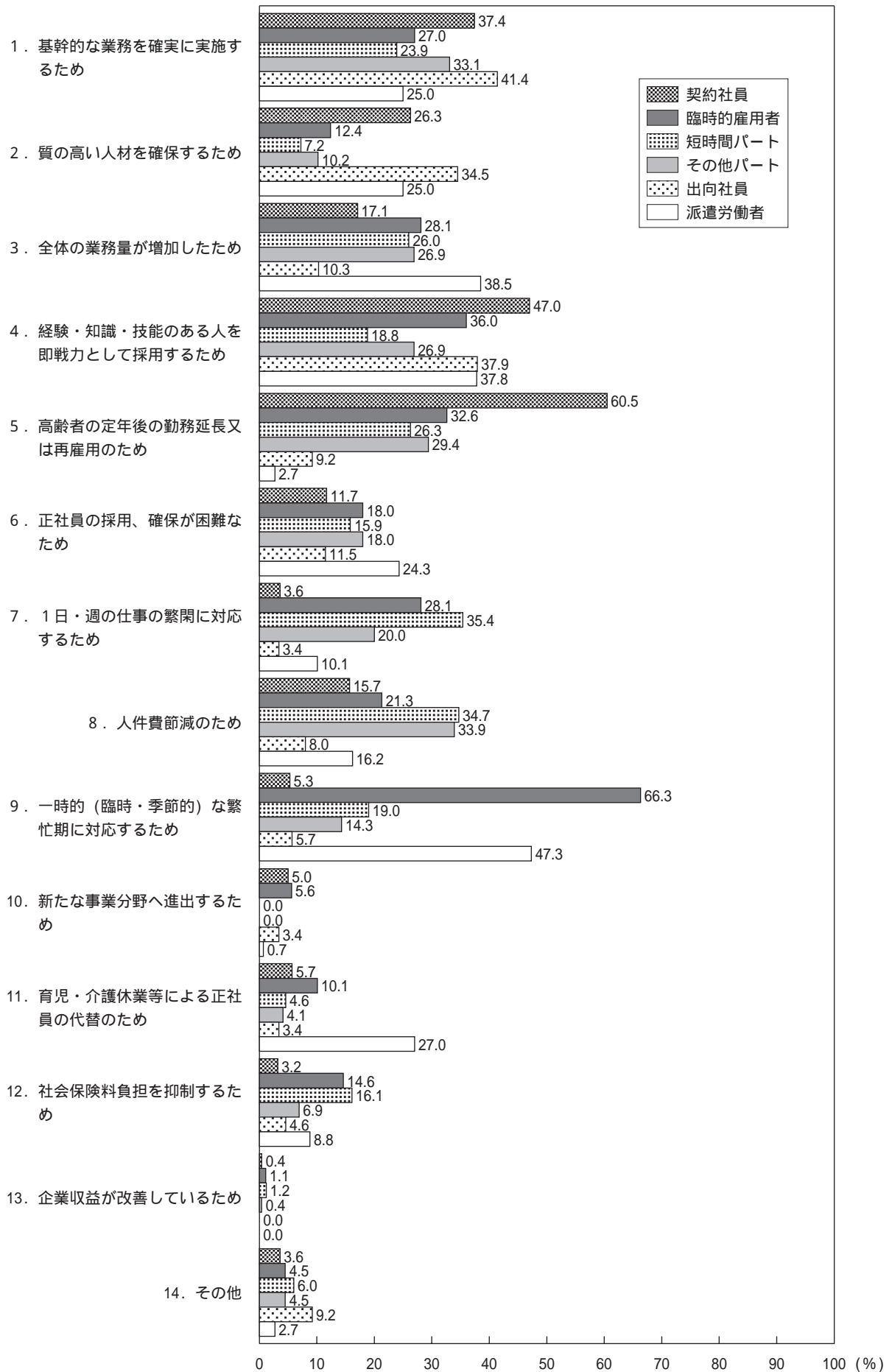


第19表 非正社員の正社員化の実績

( ) 内は%

区 分	正 社 員 登用実績 事業所数	非 正 社 員							
		契約社員	臨時的 雇用者	パートタイマー		出向社員	派 遣 労働者		
				短時間	その他				
全 産 業	161	467	178 (38.1)	123 (26.3)	122 (26.1)	43 ( 9.2)	79 (16.9)	6 ( 1.3)	38 ( 8.2)
建 設 業	16	28	17 (60.7)	2 ( 7.1)	6 (21.4)	3 (10.7)	3 (10.7)	2 ( 7.1)	1 ( 3.6)
製 造 業	46	205	59 (28.8)	95 (46.3)	28 (13.7)	6 ( 2.9)	22 (10.7)	2 ( 1.0)	21 (10.2)
卸売・小売業	23	58	15 (25.9)	1 ( 1.7)	40 (69.0)	9 (15.5)	31 (53.4)	- ( - )	2 ( 3.4)
金融・保険業	4	6	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)	- ( - )	1 (16.7)	- ( - )	3 (50.0)
運輸・通信業	10	22	12 (54.5)	- ( - )	5 (22.7)	1 ( 4.5)	4 (18.2)	2 ( 9.1)	3 (13.6)
サービス業	62	148	74 (50.0)	24 (16.2)	42 (28.4)	24 (16.2)	18 (12.2)	- ( - )	8 ( 5.4)

第15図 非正社員を活用している理由（複数回答）



調 査 票

# (秘) 賃金等労働条件実態調査票

(平成24年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部労働企画課

《問い合わせ先》

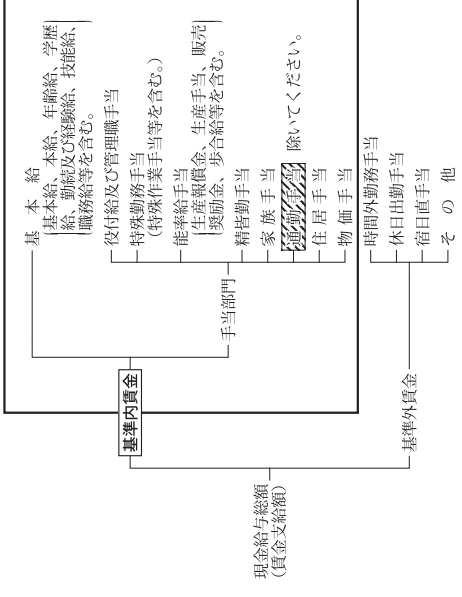
石川県職業能力開発プラザ  
TEL (076) 261-1400  
FAX (076) 261-1402

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標にするものです。  
**統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもらしたりすることはありませぬから、ありのままを記入してください。**  
なお※は記入しないでください。  
**返送は9月30日までをお願いします。**

産業分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
企業規模														
従業員数														

※は取で記入

1 事業所の名称	〒		
2 事業所の所在地			
3 事業所の主な生産品名又は事業の内容			
4 企業の全常用従業員数 (同一企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用されている常用労働者の総数)	人	労働組合の有無	有・無
5 事業所の全常用従業員数 (支店・営業所等の貴事業所(だけの常用労働者数)	人	人 (うち女性)	
記入担当者 所属課・氏名	TEL ( ) ( ) ( )	内線 ( ) ( )	)



## 1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別ポイント賃金について

(注) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

学歴別 年齢	中学		高校		短大		専卒		大卒		学卒		技卒		術卒														
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女													
15	15:16	17:18	19:20	21:22	23:24	25:26	27:28	29:30	31:32	33:34	35:36	37:38	39:40	41:42	43:44	45:46	47:48	49:50	51:52	53:54	55:56	57:58	59:60	61:62	63:64	65:66	67:68	69:70	
18																													
20																													
22																													
25																													
30																													
35																													
40																													
45																													
50																													
55																													
60																													

(注) 初任給の欄は、本年度採用がなくても新採用したとすればはいくらかを男性の欄に記入してください。

ポイント賃金の欄は、左端の満年齢に当たる実住者の方の賃金を記入してください。(役員は除く)

該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。



## 2 所定内労働時間について

1 日の所定内労働時間	1 週の所定内労働時間
時間: 分	時間: 分

(注) 所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

## 3 休日・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

完全	週休 2 日制		週休 1 日制		実質的に完全週休 2 日制より休日日数が多いもの(月 1 回以上週休 3 日制、3 勤 3 休、3 勤 4 休等)			
	月 1 回	月 2 回	月 1 回	月 1 回				
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(注) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。  
(注 1) 月 3 回、隔週、月 2 回、月 1 回の週休 2 日制の他、3 勤 1 休、4 勤 1 休等実質的に完全週休 2 日制より休日日数が少ない場合を選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り越し日数は含めなくてください。)

- ① 1 年の年次有給休暇の 1 人平均付与日数は何日ですか。
- ② 1 年の年次有給休暇の 1 人平均消化日数は何日ですか。

③ 年次有給休暇の計画的付与をしていますか。

(該当する番号に○をつけてください)  
計画的付与をしている場合は年間何日ですか。

1	している	<input type="text"/>
2	していない	<input type="text"/>

(3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありましたか。下記の表に記入してください。(注) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

① 年末年始 (1月1日を含む)	<input type="text"/>	→ 1月1日、週休日を含む。
② 国民の祝日 (1月1日を除く)	<input type="text"/>	→ 1月1日を除き14日あります。
③ 夏季休暇	<input type="text"/>	→ 週休日を含む。
④ メーデー	<input type="text"/>	→ 週休日 (土・日など) から①～⑥の休日が重なった日数を除いて記入してください。
⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	<input type="text"/>	52日 日曜日
⑥ 週休日 (週のうち定まった休業日の年間総数)	<input type="text"/>	(参考) 完全週休 2 日 105日 隔週週休 2 日 約78日
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	<input type="text"/>	→ 年間休日日数になります。

## 4 育児休業制度について

(1) 就業規則、労働協約、内規等の規定により明文化されている「育児休業制度」はありますか。

あ	る	な	い
1		2	

(注) 育児休業制度とは、育児介護休業法に規定する、子供を育てるためにする休業制度をいい、労働基準法に規定している産前産後休暇、育児時間とは別の制度です。

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人ですか。

イ	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの出産者数 (配偶者が出産した男性を含む)	女性 ①	男性 ②
ロ	イのうち平成24年3月31日までの間に育児休業を開始した者の数	女性 ③	男性 ④

(3) 育児のための勤務時間短縮等の制度のうち、以下の制度を設けていますか。

	3歳～小学校入学まで	小学校3年生まで	小学校卒業以降も利用可能
①短時間勤務制度	1	2	3
②所定外労働の免除	1	2	3

(注) 3歳未満の子の育児のための①短時間勤務制度及び②所定外労働の免除は、常時雇用者100人以下の企業では実施が猶予されていますが、平成24年7月1日より完全義務化されました。

(4) (3)以外の措置として、どのような制度を設けていますか。

(該当するすべての番号に○印をつけてください。)

1	フレックスタイム制
2	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
3	託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
4	育児休業に準ずる措置
5	制度なし

## 5 介護休業制度について

(1) 就業規則、労働協約、内規等の規定により明文化されている「介護休業制度」はありますか。

あ	る	な	い
1		2	

(注) 介護休業制度とは、育児介護休業法に規定する、要介護状態の家族を介護するために取得する休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間)

男性	人	女性	人
----	---	----	---

(注) 同一労働者が期間内に 2 回利用した場合は、2 人として計上してください。

(3) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

(設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)

1	1 日の所定労働時間を短縮する制度
2	週又は月の所定労働時間を短縮する制度
3	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (隔日勤務、特定曜日勤務等)
4	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
5	フレックスタイム制
6	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
7	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
8	制度なし

## 8 非正社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にしてください。

- (1) 非正規社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

活用理由	就業形態	契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため								
2 質の高い人材を確保するため								
3 全体の業務量が増加したため								
4 経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため								
5 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため								
6 正社員の採用、確保が困難なため								
7 1日・週の中の仕事の繁忙に対応するため								
8 人件費削減のため								
9 一時的(臨時・季節的)な繁忙期に対応するため								
10 新たな事業分野へ進出するため								
11 育児・介護休業等による正社員の代替のため								
12 社会保険料負担を抑制するため								
13 企業収益が改善しているため								
14 その他								

- (2) 非正規社員の正規社員化についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

内容	就業形態	契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者	その他
1 積極的に正社員化を進めていきたい								
2 個人の能力を見極めて正社員化したい								
3 考えていない								

- (3) 非正規社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正規社員を正社員として登用した事例はありますか。

(該当する番号に○印をつけてください)

制度がある	制度はないが登用事例はある		今後、導入検討		導入検討予定なし	
	1	2	3	4	5	6

- (4) (3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

契約社員	臨時雇用者	短時間のパートタイマー	その他のパートタイマー	出向社員	派遣労働者
人	人	人	人	人	人

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。(返信郵便料金は当方で負担いたします。)

## 6 看護休暇制度について

- (1) 介護休業以外に家族等の看護のための休暇制度がありますか。

(該当する番号に○印をつけてください)

(注) 看護休暇とは、育児介護休業法に規定する介護休業に該当しない看護のための休暇をいいます。(例：短期間(2週間未満)の看護のための休暇)

制度がある	1	2	3	4

(1)で1又は2に○の付いた方へおたずねします。

- (2) 看護休暇の対象となる家族等の範囲はどれですか。

(1~4、5~8それぞれ該当する番号1つに○印をつけてください)

義務教育就学前まで	小学校卒業まで	中学校卒業まで	扶養終了まで	子以外の家族等			
				同居の扶養している家族のみ	同居の家族	その他の家族	
1	2	3	4	5	6	7	8

(注) 例えば、小学校3年生までが範囲の場合は2に○印をつけてください。また、子以外の家族等が対象とならない場合は5~6に○印をつけてください。

- (3) 看護休暇は有給休暇ですか、無給ですか。義務教育就学前の子と義務教育就学後の子及び子以外の家族について、それぞれお聞きします。

(該当する番号すべてに○印をつけてください)

また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに看護休暇を取得した者は何人ですか。

1 義務教育就学前の子	有給無給			取得者数		
	1 有給	2 一部有給	3 無給	人	男性	人
2 義務教育就学後の子及び子以外の家族	1 有給	2 一部有給	3 無給	人	男性	人

(注) 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、利用の都度1人として計上してください。

## 7 就業形態について

従業員の就業形態はどのようなものになりますか。人数を記入してください。

①正社員	②非正規社員							
	③契約社員	④臨時雇用者	⑤パートタイマー	⑥短時間のパートタイマー	⑦その他のパートタイマー	⑧出向社員	⑨派遣労働者	⑩その他
男性	人	人	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人	人	人

(注) 各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にしてください。

## 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成24年 3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

## 石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日13:30～16:00に開催

### ホームページ

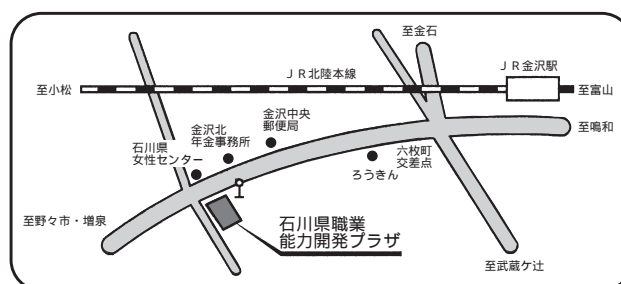
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

### 携帯サイト

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/syokunou-p/index.html>

### E-mail

[pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp)



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel.076・261・1400(代) Fax.076・261・1402

JR金沢駅東口より徒歩約8分 北鉄「三社」バス停より徒歩約1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (日・祝・年末年始除く)